

まちづくりの基本となるルールの素案(案)

富 谷 市

令和2年3月〇日

ご意見を反映した部分を下線で示しています

1. まちづくりの課題及び現状

- 全国的な少子高齢化により社会を支える仕組みが変わってきています。このことは同時に、地域活力の低下が懸念されることにもつながっています。
- 社会環境の変化に伴い、地域の課題や市民ニーズが多様化、複雑化しています。
- 行政が十分に財源と職員を確保し、全ての課題やニーズを担っていくことが難しくなっています。一方、長年にわたり行われている地域の課題を解決する市民の活動は、広がりや厚みを増してきています。
- ゆるやかながらも人口増加を続けている中で、男女、世代を問わず多くの市民が様々な分野で活躍しています。

2. 協働推進に関わる本市の地域特性

- 従来から町内会館を拠点とし、町内会を中核とした地域コミュニティ活動が活発に行われ、まちづくりの重要な役割を担っています。また、近年、町内会館等において多様な事業が展開されています。
- 公民館、富谷市ボランティアセンターなどを拠点に、福祉、教育、地域おこしなど様々な分野において、地域の課題を解決する市民の自主的、自発的な活動が活発に行われています。また、一昨年に新設された、富谷市まちづくり産業交流プラザ(とみぷら)を拠点に、ビジネス等を通して地域の課題を解決する活動が芽生えています。
- 地域福祉の推進や新たな特産品づくりなど、公益法人や NPO 法人との連携が進んでいます。
- 女性活躍の風土があり、多方面で女性が活躍しています。また、様々な経験やスキルを持った人が全国各地から転入しています。
- 平均年齢(40.9 歳)が東北一若く、子どもや子育て世代が多い一方、元気な高齢者が多い現状にあります。
- ユネスコ憲章に則る ESD(持続可能な開発のための教育)の推進、日本ユニセフが推進する子どもにやさしいまちづくり、プラチナ社会の実現に向けた取組みなど、グローバルな視点に立った取組みを進めています。

3.まちづくりの基本となるルール策定の背景と方向性

- 協働のまちづくり推進については、近年の社会経済情勢を背景に、各自治体において様々な取組みが行われています。とりわけ、平成7年の阪神・淡路大震災以降、住民参加、協働のまちづくりを進める取組みが加速し、中には、その仕組みや実践を条例化している自治体もあります。
- 本市においては、総合計画において協働のまちづくり推進を位置付け、計画に基づいた取組みを着実に進めてきました。
- 協働のまちづくりのさらなる推進を図るため、議会や総合計画審議会などの様々な議論を経て、平成28年に策定した本市総合計画及び前期基本計画において、協働を推進するための指針、仕組みが必要であるとして、「まちづくりの基本となるルールの策定」を成果目標に掲げ、本市に必要なルールのあり方について検討を進めてきました。
- ルールのあり方について、本市のこれまでの議論では、条例化したルールが必要との意見が出されている一方、ルールそのものが活動を狭めてしまう、活動に入りづらくなるなど、協働にはふさわしくないとの意見も出され、制度策定を求める意見より、協働を進めるために必要な具体的な考え方や取組みなど市民が共通理解できるものが必要との意見が多く出されています。
- このことから、本市総合計画及び前期基本計画に掲げる「まちづくりの基本となるルールの策定」にあたっては、「協働を進めるために必要な考え方や方向性」を示す「指針の策定」として位置づけ進めていくこととします。

4.指針の目的と役割

- 市制移行を機に、協働の手法を再認識して、市民の思いや活動を活かしながら、よりよいまちづくりを進めていこうという機運や取組みが従来にも増して高まってきています。
- このような中、まちづくりに関わる様々な主体(市民や団体、企業、行政など)が、よりよいまちにしたいという思いを一つにし、共に力を合わせ、まちづくりに取り組むための考え方や方向性を具体的に示すものが必要となっています。
- このことから、様々な主体が、共にまちづくりに取り組むための具体的な考え方や方向性を示し、共通理解するためのものとして指針を位置づけるものです。

5. 指針策定の基本的な考え方

指針策定にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) ゆるやかな枠組みとして策定

義務や権利を明確化することを目的とするものではなく、まちづくりに関わる様々な主体がお互いを尊重しながら、住みよくよりよいまちにしたいという思いを共有し、協働を促進できる、ゆるやかな枠組みとします。

(2) 気づきと行動につながる、本市の地域性と時代に合った指針の策定

市民の思いや活動を理解し、まちづくりに関わる様々な主体の気づきと行動につながる実効性のある指針とします。また、本市の地域性と時代に合った指針の策定にあたり、総合計画と整合性を図り一体的な取組みができるものとします。

(3) わかりやすい指針の策定

若い世代をはじめ、あらゆる世代の人が読みやすく、多世代が共有できる、わかりやすい指針とします。

6. 指針の構成

指針には、以下のことを基本的な事項として定めることとします。

1. 指針の目的

- (1) 指針の趣旨
- (2) 富谷市が目指す協働

2. 協働についての現状と課題

- (1) 市の現状
- (2) 市民の現状
- (3) 課題

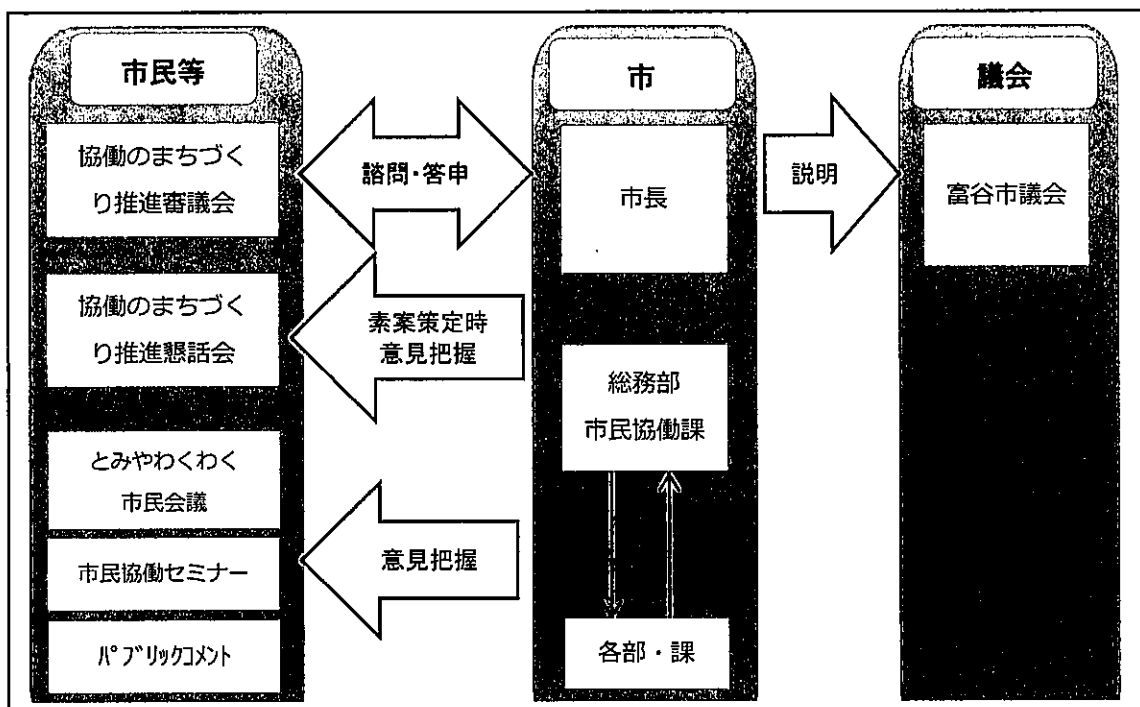
3. 協働についての基本的な考え方

- (1) 協働の定義
- (2) 協働の領域
- (3) 協働の形態
- (4) 協働を進めるうえでお互いに配慮すること

4. 協働の推進に向けて

- (1) 方針
- (2) 取組

7.策定の推進体制



8.策定のスケジュール

令和元年度

令和元年	7月	市民意見聴取	とみやわくわく市民会議(テーマ:とみやの市民協働について)
令和元年	11月	市民意見聴取	富谷市市民協働セミナー(ワークショップ、参加者アンケート)
令和2年	1～2月	有識者等意見聴取	富谷市協働のまちづくり推進懇話会(2回開催)
令和2年	3月	素案策定	

令和2年度(予定)

令和2年	5月	諮問(市長→審議会)	富谷市協働のまちづくり推進審議会
令和2年	7月	市民意見聴取	とみやわくわく市民会議
令和2年	11月	議会への説明	中間案報告
令和2年	11月	市民意見聴取	パブリックコメント
令和3年	2～3月	答申(審議会→市長)	議会への説明
			策定